

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和7年3月3日

大 阪 府

府発注工事における「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」の
改正に伴う電子マニフェスト関係書類等の押印の見直しについて

この度、府発注工事における「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」を改正し、
下記のとおり産業廃棄物に係る電子マニフェスト関係書類等の押印の見直しを行い
ましたので、お知らせいたします。

記

改正内容 令和7年1月6日以降に府発注工事の受注者が作成する書類は押印を
不要とし、各種様式における押印欄を削除する。

ただし、既に書類を作成し、発注者への提出が完了した案件について遡
及するものではない。

お問い合わせ先
総務部 契約局 総務委託物品課
企画・システムグループ
電話 06-6941-0351
内線 5332